

10892P-00

**2024**  
年度版

TAC 行政書士講座

# 行政書士の 最重要 論点 150

14年連続

売上  
No.1

みんなが  
欲しかった!

試験によく出る論点を  
図表で整理!

便利な  
赤シート  
つき!



見開き2ページで  
1論点なので覚えやすい!



直前期の  
総まとめにもバッチリ!

TAC出版  
TAC PUBLISHING Group

本書は、令和5年12月1日現在の施行法令および令和5年12月1日現在において令和6年4月1日までに施行されることが確定している法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和6年4月1日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、法改正情報を掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

# はじめに

---

行政書士試験は、平成18年度の試験から、出題科目の見直しや試験時間の拡大等の措置が実施されました。

これは、行政書士の業務分野が多岐にわたるという特性や隣接法律専門職種としての位置づけ等の観点から、行政書士試験においてより一層の法的思考力等を問うこととすべく、その判定になじみやすい基本法を中心に出題法令の限定を行うとともに、受験者が法律的素養を身に付けているかをより一層問う観点から、試験時間を拡大し、法令科目の出題割合を増加させたものといわれています。

令和6年度試験から、令和5年度までの「行政書士の業務に関連する一般知識等」は「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」と改められます。行政書士法、戸籍法、住民基本台帳法等行政書士の業務に必要な諸法令を「行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令」とし、「一般知識」、「情報通信・個人情報保護」、「文章理解」とともにそれぞれの分野から1題以上出題されます。

本書は、試験の直前期に押さえておきたい論点のみをまとめた要点整理テキストです。量ばかりが多くなり消化不良を引き起こすことがないように、試験合格に必要な知識の絞り込みを意識し、使い勝手の良いように1テーマごと見開き2ページの構成で収録してあります。図表を中心にまとめられていますので、直前期の総まとめのほか、スキマ時間を利用した暗記用の学習としても活かせるようになっています。

同シリーズの「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」「みんなが欲しかった！行政書士の問題集」（TAC出版）と併せて利用することがおすすめです。

本書を効率よく活用いただき、行政書士試験合格を勝ち取ってください。

TAC行政書士講座

# 本書の特長と使い方

★印で優先順位を把握できます。★★★★＝優先学習テーマ、★★★＝ここまでは手を広げておきたいテーマ、★＝余裕がある人は取り組めるとよいテーマの区分です。

行政書士試験全範囲の中で出題頻度が高い最重要論点150を厳選して収録しています。

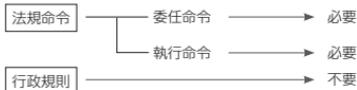
冒頭に図やポイント整理を掲載し、イメージをつかみやすいように工夫しています。

各論点の重要項目を表でまとめてあります。知識の整理と暗記に対して威力を発揮します。

## 073 行政立法

重要度  
★★

法律の委任の要否



### 〈行政立法の分類〉

	法規命令		行政規則
	委任命令	執行命令	
定義	法律の個別具体的な委任により、私人の権利・義務の内容自体を新たに定める命令。	権利・義務関係の内容それ自体ではなく、その内容実現のための手続を定める命令。	国民の権利義務に直接影響を及ぼさない命令。
法律による委任	必要	必要	不要
行政手続法による規制	あり	あり	あり
判例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通達を契機とする課税処分でも、通達が法の正しい解釈を示すものであれば、法の根拠に基づく課税処分といえる（最判昭33.3.28）。</li> <li>・ 告示により一定の条件に合致する道を一括して指定する方法でされた建築基準法42条2項所定のいわゆる「みなし道路の指定」は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる（最判平14.1.17）。</li> </ul>		

### 〈通達〉

分類	行政規則
性質	行政機関内部のみで効力を有する。直接、国民や裁判所を拘束しない。
法律の根拠	不要
公示	不要
取消訴訟	通達に対する取消訴訟：×

「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」(TAC出版)の該当箇所とのリンクが示してあります。例えば、下記Linkの場合、第3編 行政法 CHAPTER1 (行政法の一般的な法理論) SECTION5 (行政行為の行政作用) を参照してください、との意味になります。

Link▶(教科書) CH1-SEC5

### (委任命令)

委任命令の限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監獄法施行規則が14歳未満の者との接見を一切禁止することは、監獄法の委任の範囲を逸脱する(最判平3.7.9)。</li> <li>・ 児童扶養手当法施行令が「父から認知された児童」を児童扶養手当の支給対象から除外していることは、児童扶養手当法の委任の範囲を逸脱する(最判平14.1.31)。</li> <li>・ 薬事法施行規則が一般用医薬品のうち第一類医薬品および第二类医薬品につき店舗販売業者による店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による販売または授与を一律に禁止することは、薬事法の委任の範囲を逸脱する(最判平25.1.11)。</li> <li>・ 外国製刀剣の所有の登録を認めない銃砲刀剣類登録規則の規定は、銃砲刀剣類所持等取締法の委任の趣旨を逸脱しない(最判平2.2.1)。</li> </ul>
---------	---

### (みなし道路の指定(最判平14.1.17))

事案の概要	建築基準法42条2項が、同条1項各号の道路に該当しない道であっても、法第3章の規定が適用されるに至った時点において、現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、同項の道路とみなし、その中心線から水平距離2mの線を道路の境界とみなすものとし、2項道路として指定されたことに対し、本件道路部分について、本件告示による2項道路の指定の不存在確認を求めた事件。
争点	告示により一括して指定する方法でされた建築基準法42条2項所定のいわゆるみなし道路の指定は、抗告訴訟の対象となる処分といえるか?
結論	処分といえる。
判旨のポイント	<p>本件告示は、幅員4m未満1.8m以上の道を一括して2項道路として指定するものであるが、これによって、建築基準法第3章の規定が適用されるに至った時点において現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道のうち、本件告示の定める幅員1.8m以上の条件に合致するものすべてについて2項道路としての指定がされたこととなり、当該道につき指定の効果が生じる。</p> <p>そして、本件告示によって2項道路の指定の効果が生じるものと解する以上、このような指定の効果が及ぶ個々の道は2項道路とされ、その敷地所有者は当該道路につき道路内の建築等が制限され、私道の変更または廃止が制限されるなどの具体的な私権の制限を受けることになる。2項道路の指定が一括指定の方法でされた場合であっても、個別の土地についてその本来的な効果として具体的な私権制限を発生させるものであり、個人の権利義務に対して直接影響を与えるものといえることができる。</p>

第3編  
行政法

視覚的にもインパクトしやすい「1テーマ見開き2ページ」のレイアウトです。スキマ時間を使った学習や直前期などの総まとめ学習にも効果的です。

判例の事案の概要・争点・結論・判旨のポイントも簡潔にまとめてあります。

暗記すべき重要語句は赤シートで隠しながら覚えることができます。

# シリーズ紹介と活用法

ここでは、TAC出版書籍（みんなが欲しかった!行政書士シリーズ）のご紹介と、その書籍を使った効果的な学習法について説明します。



## 入門書

### 1 行政書士 合格へのはじめの一歩



- ・「**オリエンテーション編**」で、行政書士という資格と行政書士試験について、さらっと確認してイメージをつかみましょう。
- ・「**入門講義編**」で、各科目の内容をざっと読んで全体像をつかむとともに、法律学習になれましょう。

### 2 行政書士の教科書



- ・まずは1回、ざっと読んで**全体像**をつかみましょう。わからないところがあっても、どんどん読み飛ばします。
- ・**本文**をじっくり、力を入れて読み込みましょう。
- ・「**例題**」は必ず解きましょう。できなときは、すぐに本文に戻って知識を確認しましょう。

### 3 行政書士の問題集



- ・『行政書士の教科書』の1回目を読む段階から、できればSectionごと、少なくともCHAPTERごとに、『行政書士の問題集』の問題を解きましょう。
- ・できなかった問題は、**解説に記載されているリンク**をもとに『行政書士の教科書』に戻って確認しましょう。



## 実力養成

### 4 行政書士の最重要論点150



- ・『行政書士の教科書』の重要な150の論点をピックアップして、見開き2ページ1論点（項目）の構成、図表中心でまとめています。

### 5 行政書士の判例集



- ・最重要判例を中心に、重要度に応じてメリハリをつけながら、憲法・民法・行政法・商法の数多くの判例を掲載しています。



## 過去問演習

### 6 行政書士の5年過去問題集



- ・5年分の本試験問題を、詳細な解説と問題ごとの正答率とともに、新しい順に**年度別に収録**しています。
- ・出来具合に一喜一憂することなく、また解きっぱなしにせず、できなかった問題は、『行政書士の教科書』に戻って復習しましょう。

### 7 行政書士の肢別問題集



- ・実際の本試験問題を素材にしながら、法令(等)科目の重要論点を、選択肢ごとに分解し、**1問1答形式**で、知識を確認できる1冊です。
- ・選択肢(問題)ごとに、重要度ランク・肢を切るポイントを明示しているので、メリハリをつけた学習が可能です。

## 記述対策

### 8 行政書士の40字記述式問題集



- ・過去問題を題材にした**解法マニュアル**と、**過去問題&オリジナル予想問題**が1冊に集約されています。
- ・一通りの学習が終わって、直前期に40字記述式対策を行われる受験生が多いようですが、**実力養成の学習と同時並行**することで、より知識定着を図ることも可能です。

## 直前対策

### 9 本試験をあてる TAC直前予想模試 行政書士



- ・出題傾向を徹底分析した予想問題を**3回分収録**しています。
- ・問題部分は回数ごとに取り外せるようになっていたので、**実際の本試験を意識したシミュレーション**を行うことができます。是非とも**時間(180分)**を計りながらチャレンジしてみましょう。

# 合格!

# 〈 目 次 〉

## III 第1編 憲 法 III

001	人権享有主体	2
002	公共の福祉、私人間効力	4
003	幸福追求権 1	6
004	幸福追求権 2	8
005	法の下の平等	10
006	議員定数不均衡訴訟	12
007	思想良心の自由、信教の自由	14
008	表現の自由	16
009	検閲の禁止	18
010	職業選択の自由	20
011	人身の自由	22
012	社会権	24
013	国 会	26
014	内 閣	28
015	法律上の争訟	30
016	裁判所	32
017	違憲審査	34
018	天 皇	36
019	財 政	38

## III 第2編 民 法 III

020	権利能力、意思能力	42
021	行為能力	44
022	意思表示	46
023	代 理	48
024	無権代理	50

025	時効（取得時効、消滅時効）	52
026	時効（援用、完成猶予、更新）	54
027	物権の種類	56
028	不動産物権変動と登記	58
029	占有権	60
030	即時取得	62
031	所有権	64
032	用益物権	66
033	抵当権 1	68
034	抵当権 2	70
035	質 権	72
036	留置権	74
037	先取特権	76
038	譲渡担保	78
039	債務不履行	80
040	債権者代位権	82
041	詐害行為取消権	84
042	債権譲渡、債務引受	86
043	弁 済	88
044	相 殺	90
045	連帯債権、連帯債務	92
046	保証人	94
047	特殊な保証	96
048	契約総論（契約の成立）	98
049	契約総論（契約の解除）	100
050	契約各論（売買）	102
051	契約各論（贈与、使用貸借、消費貸借）	104
052	契約各論（賃貸借）	106
053	契約各論（請負）	108
054	契約各論（委任、寄託、組合）	110
055	事務管理、不当利得	112

056	不法行為	114
057	特殊の不法行為	116
058	夫 婦	118
059	親 子	120
060	養 子	122
061	相 続	124
062	遺 言	126
063	配偶者居住権	128

## 第3編 行政法

064	行政法の基本原理	132
065	公法と私法	134
066	行政機関	136
067	国の行政組織	138
068	公務員	140
069	公 物	142
070	行政行為（分類、効力）	144
071	行政行為（瑕疵）	146
072	行政行為（附款、裁量）	148
073	行政立法	150
074	行政指導	152
075	行政計画、行政契約	154
076	行政上の強制執行	156
077	行政強制、行政罰	158
078	行政手続法（概要）	160
079	行政手続法（適用除外）	162
080	行政手続法（申請に対する処分）	164
081	行政手続法（不利益処分）	166
082	行政手続法（聴聞、弁明の機会の付与）	168
083	行政手続法（行政指導）	170

084	行政手続法（届出、命令等制定）	172
085	行政不服審査法（概要）	174
086	行政不服審査法（審査請求）	176
087	行政不服審査法（審査請求の審理）	178
088	行政不服審査法（審査請求の裁決）	180
089	行政不服審査法（審査請求以外の不服申立てなど）	182
090	行政不服審査法（教示）	184
091	行政事件訴訟法（概要）	186
092	行政事件訴訟法（処分性）	188
093	行政事件訴訟法（原告適格）	190
094	行政事件訴訟法（狭義の訴えの利益）	192
095	行政事件訴訟法（取消訴訟の審理）	194
096	行政事件訴訟法（取消訴訟の判決）	196
097	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟、不作為の違法確認訴訟）	198
098	行政事件訴訟法（義務付け訴訟、差止め訴訟）	200
099	行政事件訴訟法（抗告訴訟以外の訴訟）	202
100	行政事件訴訟法（行政不服審査法との比較）	204
101	国家賠償法（1条）	206
102	国家賠償法（2条）	208
103	損失補償	210
104	地方自治法（地方公共団体）	212
105	地方自治法（直接請求）	214
106	地方自治法（住民監査請求、住民訴訟）	216
107	地方自治法（議会、条例）	218
108	地方自治法（行政機関）	220
109	地方自治法（議会と長の関係）	222
110	地方自治法（公の施設）	224
111	地方自治法（国の関与）	226

## 第4編 商法

112	商法（商法の適用）	230
113	商法（商号）	232
114	商法（支配人、代理商）	234
115	会社法（株式会社の設立）	236
116	会社法（株式1）	238
117	会社法（株式2）	240
118	会社法（株主総会）	242
119	会社法（取締役、取締役会）	244
120	会社法（その他の機関）	246
121	会社法（資本金、剰余金の配当）	248
122	会社法（組織再編）	250
123	会社法（持分会社）	252

## 第5編 基礎法学

124	法律用語	256
125	裁判所	258
126	裁判制度	260
127	裁判外紛争解決（ADR）	262

## 第6編 基礎知識

128	選挙	266
129	政治資金	268
130	行政改革	270
131	各国の政治体制	272
132	国際連合	274
133	国際条約	276
134	国の財政	278

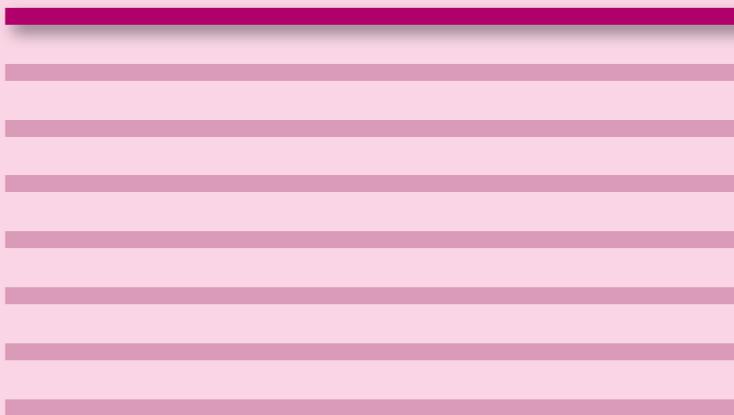
135	地方の財政	280
136	国債、地方債	282
137	金融	284
138	経済指標、度量衡	286
139	国際経済	288
140	環境問題	290
141	公的年金制度	292
142	介護保険、生活保護	294
143	雇用、労働	296
144	行政書士法	298
145	戸籍法、住民基本台帳法	300
146	情報公開法、公文書管理法	302
147	情報通信用語	304
148	個人情報保護法 1	306
149	個人情報保護法 2	308
150	文章理解	310

## 第7編 付 録

付録 1	数字 (民法)	314
付録 2	数字 (行政法)	316
付録 3	数字 (憲法、商法)	318

# 第 1 編

# 憲法



## 外国人の人権

日本国民ではないため、「国民の権利」が保障されるかが問題となる。

→権利の性質上適用可能なものは保障○K

## 法人の人権

人間ではないため、人権が保障されるかが問題となる。

→権利の性質上適用可能なものは保障○K

## 公務員の人権

人権保障はあるが、職務の公共性や中立性といった観点から一般国民よりも広く規制されてもやむを得ない。

## 在監者の人権

人権保障はあるが、刑事施設に収容されているという特殊な環境に置かれているといった観点から一般国民より広く規制されてもやむを得ない。

## 未成年者の人権

人権保障はあるが、心身の発達が未成熟であるといった観点から特別な規制があってもやむを得ない。

## ① 外国人の人権

人権保障	基本的人権の保障は、権利の <b>性質</b> 上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、在留外国人に対しても等しく及ぶ（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）。
出入国関係	出国の自由：○（最大判昭32.12.25） 入国の自由：×（最大判昭32.6.19） 再入国の自由：×（森川キャサリン事件：最判平4.11.16）
指紋押捺を強制されない自由	みだりに指紋の押捺を強制されない自由：○（指紋押捺拒否訴訟：最判平7.12.15）
社会権	社会保障上の施策における在留外国人の処遇について、国がその政治判断により決定し、限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことの可否：○（塩見訴訟：最判平元.3.2）
選挙権	選挙権：×（最判平7.2.28） 憲法93条2項の「住民」に外国人も含まれるか： <b>含まれない</b> （最判平7.2.28） 地方選挙について法律をもって定住外国人に選挙権を付与する措

	置を講ずることの可否：○（最判平7.2.28）
公務就任権	外国人が公権力の行使等を行う地方公務員に就任することを日本の法体系は想定しているか：×（最大判平17.1.26） 地方公共団体が日本国民である職員に限って管理職に昇任できるとする措置を講ずることは、憲法14条1項に違反するか：違反しない（最大判平17.1.26）
政治活動の自由	政治活動の自由（日本の政治的意思決定やその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないものは除く）：○（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）

## ② 法人の人権

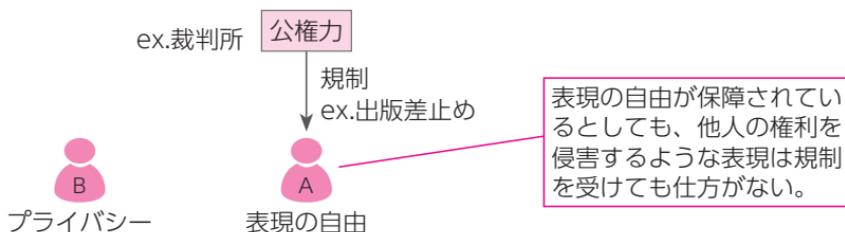
### 〈法人による寄付の可否〉

会社と政治献金	会社が政治献金をすること：○（八幡製鉄事件：最大判昭45.6.24）
強制加入団体と政治献金	税理士会が政治献金をすること：×（南九州税理士会政治献金事件：最判平8.3.19）
強制加入団体と復興支援金	司法書士会が震災により被災した別の司法書士会に義援金として寄付をすること：○（群馬司法書士会事件：最判平14.4.25）

## ③ 公務員の人権

### 〈堀越事件（最判平24.12.7）〉

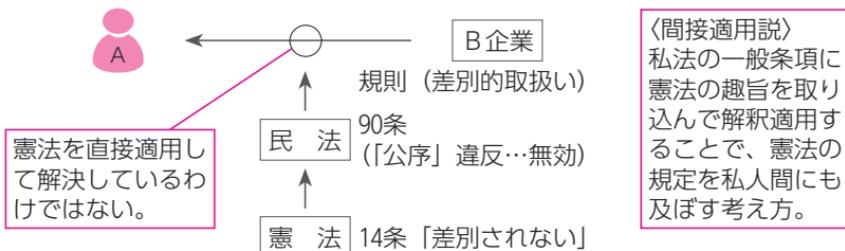
事案の概要	国家公務員Xが共産党を支持する目的で、同党の機関紙である「しんぶん赤旗」を投函して配布していたことが、公務員の政治的活動を禁止している国家公務員法・人事院規則に違反するとして起訴された事件。
争点	公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為を禁止することは許されるか？
結論	許される。
判旨のポイント	公務員の職務の遂行の政治的中立性を保持することによって行政の中立的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持するために、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為を禁止しようとする目的は合理的であり正当なものといえる。禁止される行為は、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為に限られ、その制限は必要やむを得ない限度にとどまる。



## ① 人権の制約原理

公共の福祉	人権は個人に保障されるものである一方、その個人も社会との関係が無視して生存することはできないので、人権も他人の人権との関係で制約されることがある(例えば、表現の自由が保障されていたとしても、他人に迷惑をかけ、その人権を侵害するような表現行為は許されない)。日本国憲法は、各人権に個別的な制限を規定しないで、「公共の福祉」による制約があることを一般的に定め(12条、13条)、人権にも制約があることを明らかにしており、この「公共の福祉」とは、一元的内在制約説によれば、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、すべての人権に内在する制約の原理であるとされている。
パターナリスティックな制約	例えば、未成年者の場合、成年者と異なり、心身ともに発達段階にありまだ未成熟であるため、成年者と同一に扱くと未成年者に不利益となる場合も考えられる。そこで、未成年者の健全な成長という未成年者自身の保護を目的として、国家が、後見的立場から、その自由の制約を行うことも許される。 このような後見的保護主義に基づく制約を、「 <b>パターナリスティックな制約</b> 」という。

## ② 私人間効力



## 〈三菱樹脂事件(最大判昭48.12.12)〉

事案の概要	三菱樹脂株式会社、試用期間を終えたXに対し、学生運動歴等についての虚偽申告を理由に、その本採用を拒否した。そこで、これを不服としたXが雇用契約上の地位の確認等を求めた事件。
争点	①私人間にも憲法19条や憲法14条の規定は直接適用されるか? ②思想・信条を理由として企業が雇用を拒否することは許されるか?
結論	①直接適用 <b>されない</b> 。 ②思想・信条を理由として企業が雇用を拒否することは <b>許される</b> 。
判旨のポイント	憲法19条や憲法14条の規定は、専ら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。ただし、私的自治に対する一般の制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、適切な調整を図る方法も存する。 企業者も雇用契約の締結において契約締結の自由を有し、いかなる者をいかなる条件で雇い入れるかについては原則として自由にこれを決定することができ、特定の思想・信条を理由としてその者の雇入れを拒んでも、それを当然に違法とすることはできない。

## 〈百里基地訴訟(最判平元.6.20)〉

事案の概要	自衛隊の百里基地の建設に際し、国と私人の間でなされた用地の売買契約の効力が争われた事件。
争点	①国が行う私法上の行為は憲法98条1項にいう「国務に関するその他の行為」に当たるか? ②私法上の行為に憲法9条は直接適用されるか?
結論	①「国務に関するその他の行為」に <b>当たらない</b> 。 ②直接適用 <b>されない</b> 。
判旨のポイント	国の行為であっても、私人と対等の立場で行う国の行為は、法規範の定立を伴わないから憲法98条1項にいう「国務に関するその他の行為」に該当しない。 国が私人と対等の立場に立って、私人との間で個々の締結する私法上の契約は、当該契約がその成立の経緯および内容において実質的にみて公権力の発動たる行為となら変わりが無いといえるような特段の事情のない限り、憲法9条の直接適用を受けず、私人間の利害関係の公平な調整を目的とする私法の適用を受けるにすぎない。

憲法には明文化されていないが、社会の変化に伴い、個人の人格的自律に不可欠といえるようになった権利

↓  
憲法上保障されるか？

↓  
保障される

↓  
保障の根拠規定：  
憲法13条(新しい人権)

### 【13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## 〈ノンフィクション逆転事件（最判平6.2.8）〉

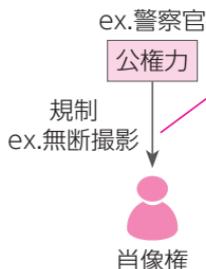
事案の概要	Xは、傷害罪の実刑判決を受けた後、就職・結婚をして平穏な生活をしていたところ、Xのことを題材にしてYが執筆したノンフィクション小説「逆転」によってXの実名を掲載され、前科に関わる事実を公表されることとなった。そこでXは、Yに対して、プライバシー侵害を理由に損害賠償請求訴訟を提起した事件。
争点	①みだりに前科等を公表されない利益は法的保護に値する利益といえるか？ ②前科等を実名で公表された者が損害賠償を請求できるのはどのような場合か？
結論	①みだりに前科等を公表されない利益は法的保護に値する利益といえる。 ②著作者が公表する理由よりも <b>公表されない法益</b> の方が勝る場合には、その者が受けた精神的苦痛を賠償すべきである。
判旨のポイント	刑事事件において被疑者とされ、有罪判決を受け、服役したという事実は、その者の名誉あるいは信用に直接関わる事項であり、その者は、みだりに前科等にかかわる事実を公表されないことについて、法的保護に値する利益を有する。 ある者の前科等を実名つきで公表した著作者は、それを公表する理由よりも公表されない法益の方が勝る場合には、その者が受けた精神的苦痛を賠償しなければならない。

## 〈江沢民講演会事件 (最判平15.9.12)〉

事案の概要	私立大学が大学主催の講演会の参加者名簿を参加申込者本人に無断で警察に提供した行為がプライバシーの侵害にあたるのではないかが争われた事件。
争点	①大学主催の講演会に参加を申し込んだ学生の氏名・住所等の情報は、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるか？ ②大学がその主催する講演会に参加を申し込んだ学生の氏名・住所等の情報を警察に開示した行為は不法行為を構成するか？
結論	①個人情報もプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。 ②プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する。
判旨のポイント	大学が講演会の主催者として学生から参加者を募る際に収集した参加申込者の学籍番号・氏名・住所・電話番号に係る情報は、大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、参加申込者のプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる。 大学が講演会の主催者として学生から参加者を募る際に収集した参加申込者の学籍番号・氏名・住所・電話番号に係る情報を参加申込者に無断で警察に開示した行為は、本件事実関係の下においては、参加申込者のプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する。

## 〈指紋押捺拒否訴訟 (最判平7.12.15)〉

事案の概要	外国人が外国人登録原票等に指紋の押捺をしなかったため、外国人登録法に違反するとして起訴された事件。
争点	①指紋押捺を強制されない自由は、憲法13条で保障されるか？ ②指紋押捺を強制されない自由は、在留外国人にも保障されるか？
結論	①指紋押捺を強制されない自由も保障される。 ②指紋押捺を強制されない自由は、在留外国人にも保障される。
判旨のポイント	個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有する。国家機関が正当な理由もなく指紋の押捺を強制することは憲法13条の趣旨に反して許されない。 みだりに指紋押捺を強制されない自由の保障は、在留外国人にも等しく及ぶ。



肖像権も絶対無制約ではなく、公共の福祉による制約は受ける。

### 規制が合憲か違憲か？

- ①肖像権（みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由）は、憲法で明文規定はないが、人権として保障されているといえる
- ②警察官による無断撮影行為の目的と方法を検討

↓  
合憲

## ① 肖像権

### 〈京都府学連事件（最大判昭44.12.24）〉

事案の概要	京都府学連主催のデモ行進において、行進の仕方が許可条件に反すると判断した警察官が、状況等の確認のためデモ隊を写真撮影したことに対して抗議して警察官に暴行を加えたXが起訴された事件。
争点	①みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由は、憲法13条で保障されるか？ ②警察官による写真撮影行為は、憲法13条に違反するか？
結論	①みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由も保障される。 ②本件写真撮影行為は憲法13条に <b>違反しない</b> 。
判旨のポイント	個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに <b>みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由</b> を有する。そのため、警察官が正当な理由もなく個人の容貌・姿態を撮影することは憲法13条の趣旨に反し許されない。 もっとも、その自由も絶対無制限に保護されるものではなく、公共の福祉のために相当の制限を受け、①現に犯罪が行われまたは行われたのち間がないと認められる場合であって、② <b>証拠保全</b> の必要性・緊急性があり、③撮影方法も <b>一般的に許容される限度を超えない相当な方法</b> をもって行われる場合には、本人の同意がなく、裁判官の令状がなくても、警察官の写真撮影行為は許容される。 また、警察官が写真撮影する際、その対象の中に違反者以外の第三者の容貌等が含まれていても、写真撮影行為が許容されなくなるわけではない。

## 〈自動速度監視装置事件（最判昭61.2.14）〉

事案の概要	Xは、法定速度を超えるスピードで自動車を走行中、自動速度監視装置によって写真撮影され、道路交通法違反で起訴された事件。
争点	自動速度監視装置による運転者の写真撮影行為は、憲法13条に違反するか？
結論	本件写真撮影行為は憲法13条に <b>違反しない</b> 。
判旨のポイント	速度違反車両の自動撮影を行う本件自動速度監視装置による運転者の容貌の写真撮影は、現に犯罪が行われている場合になされ、犯罪の性質、態様からいって緊急に証拠保全をする必要性があり、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものであるから、憲法13条に違反しない。 また、写真撮影の際、運転者の近くにいるため除外できない状況にある同乗者の容貌を撮影することになっても、憲法13条に違反しない。

## ② 身体への侵襲を受けない自由

## 〈性別変更違憲事件（最大決令5.10.25）〉

事案の概要	生物学的な性別は男性であるが心理的な性別は女性である者が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下、特例法という）3条1項の規定に基づき、性別の取扱いの変更の審判を申し立てた事件。
争点	特例法3条1項4号が、性別の取扱いの変更の審判の要件として「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」と規定していることは、憲法13条に違反するか？
結論	特例法3条1項4号の規定は憲法13条に <b>違反する</b> 。
判旨のポイント	<b>自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由</b> は、人格的生存に関わる重要な権利として、憲法13条によって保障されている。 そして、特例法が、性同一性障害の者が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする要件は、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約し、手術を受けるか、戸籍上の性別変更を断念するかという過酷な二者択一を迫るものであり、憲法13条に違反する。

## 〈執筆者紹介〉



### 神田理生（TAC行政書士講座専任講師）

1975年大阪府生まれ。慶應義塾大学法学部卒業。

TAC行政書士講座での講師歴は23年目となる。まったくの初心者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初心者がつまづきやすい箇所もケアしつつ、多くの初心者を合格へと導いてきた。

TAC出版からの著書には、「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」「みんなが欲しかった！行政書士の問題集」「みんなが欲しかった！行政書士の最重要論点150」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 憲法」「行政書士 しっかりわかる講義生中継 商法・会社法」などがある。

・装丁：黒瀬章夫

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ

2024年度版 みんなが欲しかった！行政書士の最重要論点150

発行日 2024年1月22日

初版発行

編著者 TAC株式会社（行政書士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部（TAC出版）

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 10892P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。